

名古屋市公報

平成23年 7月27日

第917号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政改革推進部法制課長

目

次

ページ

条

例

- 名古屋市楠学習センター条例を廃止する条例 (教育・総務課) (第32号) 5

規

則

- 名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則 (財政・管財課) (第70号) 6

告

示

- 換地処分に係る公示送達 (住都・区画整理課) (第340号) 7

- 土地区画整理事業の施行地区となるべき区域 (住都・区画整理課) (第341号) 8

- 有料公園施設の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第342号) 13

- 有料公園施設の無料開放について (緑土・緑地管理課) (第343号) 15

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止
(健福・保護課) (第344号) 16

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止
(健福・保護課) (第345号) 18

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更
(健福・保護課) (第346号) 19

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定
(健福・保護課) (第347号) 21

- 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第348号) 23

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定
(健福・保護課) (第349号) 24

- 生活保護法による施術者の指定 (健福・保護課) (第350号) 26

達

- 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正
(総務・給与課) (第43号) 27

教 育 委 員 会 規 则

- 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則 (第25号) 30

教 育 委 員 会 告 示

- 教育委員会臨時会の開催について (第19号) 31
-

上 下 水 道 局 管 理 規 程

- 名古屋市下水道条例施行規程の一部改正 (第23号) 32
-

公 告

- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告
(上下水・給排水設備課) 34
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告
(上下水・給排水設備課) 35
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 36
-

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市楠学習センター条例を廃止する条例（第32号）

1 廃止内容

名古屋市楠学習センター条例（昭和45年名古屋市条例第33号）を廃止します。

2 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則（第70号）

1 改正内容

行政財産を減額した使用料で使用させることができる施設について、規定の整理を行います。（別表第4関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第43号）

1 改正内容

中央看護専門学校に勤務する職員の勤務時間の割振り等を改正します。（別表関係）

2 施行期日

平成23年7月25日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

- 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則（第25号）

1 改正内容

市民のスポーツ及びレクリエーションの場として、名古屋市立守山中学校の格技場の供用を開始します。（別表第1関係）

2 施行期日等

(1) 平成23年9月1日から施行します。

(2) 新たに供用を開始する格技場を使用するために必要な手続は、施行日前においても行うこととします。

名古屋市楠学習センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年7月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第32号

名古屋市楠学習センター条例を廃止する条例

名古屋市楠学習センター条例（昭和45年名古屋市条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月21日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第70号

名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則

名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2の項を削り、同表3の項を同表2の項とし、同表4の項を同表3の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 340 号

換地処分に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る常滑市常滑金山土地区画整理事業施行者常滑金山土地区画整理組合が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が愛知県常滑市金山字元八幡43番地外所在の掲示所に掲示されています。

上記のことについて、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により公告します。

平成23年7月20日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
株式会社守陽建設	名古屋市中村区名駅三丁目 9番20号	愛知県常滑市金山字 糠子22番63

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第341号

土地区画整理事業の施行地区となるべき区域

土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）第19条第1項の規定により、名古屋市千音寺地区組合区画整理の設立認可を申請しようとする者から、次のとおり土地区画整理事業の施行地区となるべき区域の公告の申請がありました。

なお、当該区域を表示する図面は、名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課（名古屋市役所西庁舎4階）において、平成23年7月20日から平成23年8月2日まで、午前8時45分から午後5時15分まで一般の縦覧に供します。

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

平成23年7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

名古屋市中川区富田町大字千音寺字猪ノ木、字三反田及び字無田居の各全部
名古屋市中川区富田町大字千音寺字三角のうち、256番1の一部及び256番2
名古屋市中川区富田町大字千音寺字六供のうち、408番1の一部、408番2の
一部、408番3の一部及び408番4から408番7まで

名古屋市中川区富田町大字千音寺字上之坪のうち、516番から518番まで、
557番1、558番から562番まで、562番1から562番4まで、562番6、
562番7及び562番14から562番17まで

名古屋市中川区富田町大字千音寺字上前田畔のうち、685番から738番まで、
738番1、739番から756番まで、757番2、757番4、758番1、758番3、
759番1、759番3、760番1、760番3、761番1、761番3、762番1、
762番3、763番1、763番3、764番1、764番3、765番1、765番3、
765番4、766番1、766番3、767番1、767番3、768番1、768番3、

769番 1、 769番 3、 770番 1、 770番 3、 771番 1、 771番 3、 772番、
773番 1及び 773番 3

名古屋市中川区富田町大字千音寺字桜木のうち、 998番から1009番まで、 1016番、 1017番、 1020番から1038番まで、 1042番 1、 1043番、 1044番 1、 1045番、
1046番 3、 1050番37の一部、 1065番から1079番まで、 1084番、 1097番 1及び
1097番 3

名古屋市中川区富田町大字千音寺字下前田畔のうち、 1098番 2、 1099番 2、
1099番 4、 1100番 1、 1100番 3、 1101番 1、 1101番 3、 1102番 1、 1102番 3、
1103番 1、 1103番 3、 1104番 1、 1104番 3、 1105番 1、 1105番 3、 1106番 1、
1106番 3、 1108番から1143番まで、 1143番 1、 1144番から1146番まで、 1147番
1、 1147番 2、 1148番から1150番まで、 1151番 1、 1151番 2、 1152番から1168
番まで、 1169番 1、 1169番 2及び1170番から1203番まで

名古屋市中川区富田町大字千音寺字中狭間のうち、 1204番 1から1204番 3まで、
1205番から1232番まで、 1236番から1253番まで、 1259番から1263番まで、 1263
番 1、 1264番から1266番まで、 1266番 1、 1267番から1274番まで及び1274番 1
から1274番13まで

名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚のうち、 1551番 2及び1555番
名古屋市中川区富田町大字千音寺字西五反田のうち、 1557番 1、 1558番、 1559
番、 1608番 1の一部、 1634番 1、 1634番 2、 1635番 1、 1636番 1、 1637番 1、
1638番、 1639番 1及び1640番 1

名古屋市中川区富田町大字千音寺字東五反田のうち、 1641番から1663番まで、
1669番、 1670番、 1672番から1685番まで及び1698番

名古屋市中川区富田町大字千音寺字中地のうち、 1699番から1704番まで、 1705
番 1、 1722番から1725番まで、 1726番 1、 1726番 2、 1727番 1から1727番 3ま
で、 1728番 1、 1728番 2、 1729番 1、 1729番 2、 1730番から1743番まで、 1744
番 1、 1744番 2、 1745番、 1745番 1、 1746番、 1746番 1及び1747番から1762番
まで

名古屋市中川区富田町大字千音寺字平毛のうち、 1931番、 1932・1934番合併、
1933番、 1933番 1、 1933番 2、 1935番、 1935番 1、 1936番、 1937番、 1942番、
1943番、 1943番 1、 1944番から1946番まで、 1947番 1、 1947番 2、 1948番から

1957番まで、1958番 1、1958番 2、1959番から1980番まで、1984番から1986番まで、1987番 1、1987番 2、1991番から2009番まで、2011番から2057番まで、2057番 1、2058番から2070番まで、2071・2079番合併、2072番から2078番まで、2080番から2114番まで、2115・2116番合併、2117番から2125番まで、2125番 1、2126番から2130番まで、2131番 1、2131番 2、2132番 1、2132番 2、2133番から2136番まで、2137番 1、2137番 2、2138・2139番合併、2140番 1、2140番 2、2141番 1、2141番 2、2142番、2143番 1、2143番 2、2144番、2144番 1、2144番 2、2145番、2145番 1、2146番から2170番まで、2170番 1、2171番、2171番1及び2172番から2179番まで

名古屋市中川区富田町大字千音寺字一本松のうち、2184番 1、2185番から2190番まで、2191番 1、2191番 3、2192番 1、2192番 2、2193番から2228番まで、2230番、2231番、2236番、2237番、2241番、2242番 1、2242番 2、2246番、2247番、2250番、2251番、2255番、2256番 1、2256番 2、2263番 1、2263番 2、2266番及び2267番

名古屋市中川区富田町大字千音寺字粉諸のうち、2303番から2319番まで、2322番、2324番、2325番、2325番 1、2326番、2327番 1、2327番 2、2328番、2329番 1、2329番 2、2330番、2330番 1、2331番 1から2331番 4まで、2332番から2335番まで、2336番 1から2336番 3まで、2337番、2337番 1、2354番、2354番 1、2355番、2356番、2356番 1、2357番から2359番まで、2360番 1、2360番 2、2361番から2364番まで、2365番 1、2365番 2、2366番 1、2366番 2、2367番、2367番 1、2368番から2374番まで、2375番 1、2375番 2、2376番 1、2376番 2、2377番、2377番 1、2378番、2378番 1、2379番、2379番 1、2380番、2381番及び2385番から2389番まで

名古屋市中川区富田町大字千音寺字上屋敷のうち、2409番 2、2409番 3、2410番 2、2410番 3、2411番 1の一部、2411番 2、2412番から2418番まで、2432番 2、2432番 3、2556番 4の一部、2569番、2570番 1、2570番 2、2571番から2581番まで、2583番、2588番、2589番、2600番の一部、2603番から2616番まで、2619番及び2619番 1の一部

名古屋市中川区富田町大字千音寺字仏供田のうち、2951番 1の一部、3014番から3027番まで、3028番 1、3028番 2、3029番 1から3029番 4まで、3030番から

3032番まで、3033番 1、3033番 2、3034番、3035番 1、3035番 2、3036番、
3037番 1、3037番 2、3038番及び3039番

名古屋市中川区富田町大字千音寺字南島のうち、3548番 1及び3549番
名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正のうち、3563番 1から3563番 4まで、
3564番 4、3564番 5、3568番 1の一部、3573番の一部、3573番 1の一部、3574
番、3579番、3581番、3584番、3585番、3591番、3594番から3605番まで、3607
番、3608番、3613番、3616番から3620番まで、3621番 1、3622番 1、3623番、
3625番、3635番から3637番まで、3641番 1の一部及び3641番 2の一部

名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割のうち、3642番 1の一部、3642番 2、
3651番から3670番まで、3671番 1、3671番 2、3672番から3675番まで、3675番
1の一部、3676番、3677番 1、3677番 2、3678番から3693番まで、3695番から
3699番まで及び3706番から3715番まで

名古屋市中川区富田町大字千音寺字西六反畠のうち、4029番から4032番まで、
4033番 2、4036番、4038番から4042番まで、4042番 1、4043番、4043番 1、
4044番から4047番まで、4052番 1・4048番合併、4049・4049番 1合併、4050番、
4051番 1、4051番 2、4052番、4053番 1、4054番 1、4055番から4061番まで、
4062番 1、4062番 2、4063番、4064番 1、4064番 2、4065番 1、4066番から
4069番まで及び4071番

名古屋市中川区富田町大字千音寺字稻屋のうち、4111番 2、4111番 3、4111番
10、4116番から4121番まで、4122番 1、4122番 2、4123番 1、4123番 2、4124
番 1から4124番 4まで、4125番 1から4125番15まで、4126番 2、4126番3、
4127番 1、4127番 2、4132番、4133番 1、4133番 2、4135番から4146番まで、
4150番 1の一部、4154番、4155番、4161番、4163番、4164番、4165番 1、4165
番 2、4166番から4169番まで、4170番 1、4170番 2、4171番、4172番、4173番
1から4173番 3まで、4174番、4175番の一部、4176番 1の一部、4176番 2の一
部、4176番 3の一部、4177番 1から4177番 3まで、4178番、4179番、4180番
1、4180番 2、4181番 1、4181番 2、4182番から4194番まで、4195番 1、4195
番 2、4196番 1、4196番 2、4197番、4198番、4199番 1、4199番 2、4200番
1、4200番 2、4201番 1から4201番 6まで、4202番 1、4203番 1、4203番 2、
4204番 1、4213番 2、4214番 1、4215番 1、4215番 2の一部、4216番、4217番

の一部、4218番の一部、4219番、4220番 1、4220番 2の一部、4221番の一部、
4222番の一部、4223番及び4224番

名古屋市中川区富田町大字千音寺字郷東のうち、4305番から4315番まで、4315
番 1、4316番、4316番 1及び4317番

名古屋市中川区富田町大字千音寺字三ノ坪のうち、4692番、4693番、4695番及
び4700番 5

名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正のうち、4718番、4719番、4720番 2、
4727番から4736番まで、4737番 1、4739番、4742番、4747番から4750番まで、
4751番 1、4752番、4753番、4757番、4758番、4761番 3、4763番 1、4763番 3、
4764番から4769番まで、4771番の一部、4776番 2、4776番10、4777番 3から
4777番 5まで、4779番、4781番 2、4781番 3、4822番及び4823番

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成23年 7月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

平成23年 8月 5日から同月 7日まで及び同月12日から同月14日まで

3 施設名称及び変更内容

施設名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (ただし、動植物園一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時まで
正門前駐車場 北園門前駐車場 植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで

展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合に限る。）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで
展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合を除く。）	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 8時から 午後 9時30分まで
緑橋南駐車場 植田山駐車場（東山公園）	午後 8時45分から 午後 5時まで	午後 8時45分から 午後 8時30分まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 343号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の2第1項第2号の規定により、名古屋まつりの実施に伴い、次のとおり有料公園施設を無料開放します。

平成23年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設

東山公園動植物園

東山公園展望塔

久屋大通公園ランの館

白鳥公園白鳥庭園

徳川園庭園

名城公園名古屋城

2 期日

平成23年10月16日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 344号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平
成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条
の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があ
りました。

平成23年 7月22日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
名古屋市立西部医療センター城西病院	名古屋市中村区北畠町 4丁目 1番地	平成23年 3月31日
名古屋形成クリニック	名古屋市中村区名駅二丁目45 番 7号	平成23年 2月28日
今泉耳鼻咽喉科	名古屋市中区金山一丁目14番 9号	平成23年 3月31日
宗医院	名古屋市南区東又兵エ町 4丁 目22番地	平成23年 3月31日
長沢医院	名古屋市守山区大字下志段味 字穴ヶ洞2271番地の 340	平成23年 2月28日

すなかわ耳鼻咽喉科	名古屋市守山区日の後1101番地	平成23年 1月31日
つかさ歯科	名古屋市北区志賀本通 1丁目21番地	平成23年 3月31日
田原薬局	名古屋市東区筒井二丁目 7番24号	平成23年 3月31日
うしだ通調剤薬局	名古屋市中村区牛田通 1丁目23番地	平成23年 2月28日
白雲薬局	名古屋市南区砂口町86番地の2	平成23年 3月31日
名古屋市北区訪問看護ステーション	名古屋市北区若葉通 1丁目26番地	平成23年 3月27日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 345号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

平成23年 7月22日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
飯田眼科	名古屋市中区大須一丁目 7番12号	平成23年 1月11日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 346号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成23年 7月22日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	新	イオン薬局ナゴヤドーム前店
	旧	ジャスコナゴヤドーム前店薬局
所 在 地		名古屋市東区矢田南四丁目 102番 3号
変 更 年 月 日		平成23年 3月 1日

医 療 機 関 名	新	イオン薬局ワンダーシティ店
	旧	ジャスコワンダーシティ店薬局
所 在 地		名古屋市西区二方町40番地
変 更 年 月 日		平成23年 3月 1日

医 療 機 関 名	新	イオン薬局八事店
	旧	ジャスコ八事店薬局
所 在 地		名古屋市昭和区広路町字石坂 2番地の 1
変 更 年 月 日		平成23年 3月 1日

医療機関名	新	イオン薬局熱田店
	旧	ジャスコ熱田店薬局
所在地		名古屋市熱田区六野一丁目 2番11号
変更年月日		平成23年 3月 1日

医療機関名	新	イオン薬局名古屋みなと店
	旧	ジャスコ名古屋みなと店調剤薬局
所在地		名古屋市港区品川町 2丁目 1番地の 6
変更年月日		平成23年 3月 1日

医療機関名	新	イオン薬局大高店
	旧	ジャスコ大高店薬局
所在地		名古屋市緑区大高町字奥平子 1番地の 1
変更年月日		平成23年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 347号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4項でその例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成23年 7月22日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名古屋形成クリニック	名古屋市西区則武新町二丁目25番 6号	平成23年 3月 1日
金山ペインクリニック	名古屋市中区金山一丁目14番 9号	平成23年 4月 1日
うえだ皮フ科クリニック	名古屋市中川区高杉町34番地	平成23年 4月 1日
南陽クリニック	名古屋市港区新茶屋一丁目1729番地の 2	平成23年 4月 1日
すなかわ耳鼻咽喉科	名古屋市守山区日の後1101番地	平成23年 2月 1日
西堀形成外科	名古屋市名東区藤が丘 141番地	平成23年 3月 28日

にいのみデンタルクリニック	名古屋市千種区千種二丁目24番2号	平成23年 3月 1日
片木歯科医院	名古屋市名東区朝日が丘 3番地	平成23年 3月 29日
田原薬局	名古屋市東区筒井三丁目24番14号	平成23年 4月 1日
いずみ薬局城北店	名古屋市西区香呑町 1丁目19番地の 1	平成23年 4月 1日
ハーブ調剤薬局南陽店	名古屋市港区七反野二丁目2006番地	平成23年 3月 30日
こもれび薬局	名古屋市守山区緑ヶ丘 107番地	平成23年 3月 7日
名古屋市北区訪問看護ステーション	名古屋市北区清水四丁目17番 1号	平成23年 3月 28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 348号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成23年 7月22日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
新瑞橋サティ薬局	名古屋市南区菊住一丁目 7番 10号	平成23年 2月28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 349号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項でその例によるとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、各法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成23年 7月22日

名古屋市長 河 村 たかし

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
日比 勝巳	名古屋市昭和区川原通 7丁目 2番地の 1	平成23年 3月 10日
昭和治療院		
岡寄 淳	名古屋市瑞穂区惣作町 1丁目12番地	平成23年 3月 22日
おかげさき鍼灸接骨院		
岩崎 功里	名古屋市熱田区比々野町41番地の 1	平成23年 4月 1日
岩崎治療院		

西辻 稔		
たろう接骨院	名古屋市中川区春田五丁目41番地	平成23年 3月 22日
山崎 卓也		
本山サルーン接骨院	名古屋市千種区末盛通 4丁目10番地	平成23年 3月 8日
大山 浩徳		
B M接骨院	みよし市福谷壱丁田22番地	平成23年 3月 7日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 350号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成23年 7月22日

名古屋市長 河 村 たかし

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
大矢 将三	名古屋市熱田区六番二丁目 5番15号	平成23年 4月 1日
マッサージ・鍼灸 ダイヤ治療院		
北島 浩之	名古屋市中川区西伏屋二丁目1102番地	平成23年 3月 22日
北島接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

健 康 福 祉 局
中央看護専門学校

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第8号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月22日

名古屋市長 河 村 た か し

別表健康福祉局中央看護専門学校の項中

「

教務第二課 長並びに教 育主任及び 専任教員で 助産学科に おいて指導 業務に従事 する者	A	午前9時から午後5時 30分まで	45	日曜日及び 土曜日	
	B	午前8時15分から午後 4時45分まで	45		
	C	午後4時45分から翌日 の午前1時15分まで	45		
	D	午前8時45分から午後 5時30分まで	60		
	E	午前8時15分から午後 5時まで	60		
	F	午後4時45分から翌日 の午前1時30分まで	60		

」

を

「

教務第一課 長並びに教 育主任及び 専任教員で 看護第一學 科又は看護 第二学科に おいて指導 業務に従事 する者	A	午前 8 時から午後 4 時 30分まで	45	日曜日及び 土曜日	
	B	午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	45		
	C	午前 8 時20分から午後 4 時50分まで	45		
	D	午前 8 時30分から午後 5 時まで	45		
	E	午前 9 時から午後 5 時 30分まで	45		
	F	午前 8 時から午後 4 時 45分まで	60		
	G	午前 8 時15分から午後 5 時まで	60		
	H	午前 8 時20分から午後 5 時 5 分まで	60		
	I	午前 8 時30分から午後 5 時15分まで	60		
	J	午前 8 時45分から午後 5 時30分まで	60		
教務第二課 長並びに教 育主任及び 専任教員で 助產学科に おいて指導 業務に従事 する者	A	午前 9 時から午後 5 時 30分まで	45	日曜日及び 土曜日	
	B	午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	45		
	C	午後 4 時45分から翌日 の午前 1 時15分まで	45		
	D	午前 8 時45分から午後 5 時30分まで	60		

E	午前 8 時15分から午後 5 時まで	60
F	午後 4 時45分から翌日 の午前 1 時30分まで	60

」

に改める。

附 則

この達は、平成23年 7 月25日から施行する。

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7月20日

名古屋市教育委員会委員長 坂井克彦

名古屋市教育委員会規則第25号

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 スポーツ開放の表中「名古屋市立名南中学校」の次に「、名古屋市立守山中学校」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 名古屋市学校施設開放に関する規則の規定に基づく許可の申請その他この規則の規定により新たに使用に供する格技場を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市教育委員会告示第19号

教育委員会臨時会の開催について

平成23年7月26日午後2時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し、次の議件を付議します。

平成23年7月20日

名古屋市教育委員会委員長 坂井克彦

平成24年度使用教科用図書の採択について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第23号

名古屋市下水道条例施行規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号)の一部を次のように改正する。

平成23年7月22日

名古屋市上下水道局長 長谷川和司

第14条を次のように改める。

(排水設備の築造を要しない場合)

第14条 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項ただし書に規定する許可（以下「免除許可」という。）の基準は、次の各号に該当する場合とする。

(1) 免除許可により公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に放流しようとする下水（以下「対象下水」という。）が、し尿を含む廃水、雑排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される廃水（し尿を含む廃水を除く。）をいい、事業活動に伴って生じる廃水（水質汚濁防止法第2条第8項に規定する有害物質使用特定事業場からの排水を除く。）でこれに準ずるものを含む。）又はこれらの処理水でないこと。

(2) 対象下水の放流時の水質が次に掲げる基準に適合していること。

ア 免除許可を受けていない場合に対象下水を流入させることとなる公共下水道からの放流水の水質について適用される下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に定める基準

イ 対象下水の生じる工場又は事業場が水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号）の適用を受けた場合は、同条例に定める基準

ウ 免除許可を受けようとする者が本市と公害防止協定又は名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）第12条の規定に基づく環境の保全に関する協定を締結している場合は、当該協定に定める基準

- (3) 対象下水が次のいずれかに該当するものであること。
- ア 冷却水、地下水又は湧水等であって、清澄な水質が安定して持続する
と認められるもの
- イ 水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場から排出されるも
の
- (4) 前3号に掲げるもののほか、局長が別に定める要件を満たしていること。

2 免除許可の手続等に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、発布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項
ただし書に規定する許可（以下「免除許可」という。）を受けている者のうち、
し尿を含む廃水及びこの規程による改正後の名古屋市下水道条例施行規程
(以下「改正後規程」という。) 第14条第1項第1号に規定する雑排水の処理
水を、当該免除許可に係る工場に存する次の各号に掲げる制約（当該工場の
敷地が公共下水道の排水区域内となる前から継続するものに限る。）から、水
質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域(以
下「公共用水域」という。)に排出している者（以下「処理水排出者」という。）
が当該免除許可の更新の申請を行う場合の免除許可の基準については、当分
の間、改正後規程第14条第1項の規定にかかわらず、同項第2号から第4号
までに該当する場合とする。

(1) 施設又は排水施設等の設置状況

(2) 敷地の地形

(3) 前2号に定めるもののほか、物理的・技術的制約

3 この規程の施行の際、処理水排出者であって、かつ、水質汚濁防止法第2
条第6項に規定する特定事業場以外の工場から公共用水域に下水を排出して
いる者が当該免除許可の更新の申請を行う場合の免除許可の基準については、
当分の間、改正後規程第14条第1項及び前項の規定にかかわらず、改正後規
程第14条第1項第2号及び第4号に該当する場合とする。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成23年 7月19日

名古屋市上下水道局長 長谷川 和司

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名称	代表者	所在地	指定年月日
第1205号	東福瓦斯 興業(株)	末永 博明	愛知県東海市加木屋 町大清水 558番地	平成23年 6月14日
第1206号	(株)知多土 木	坂田 篤	愛知県半田市瑞穂町 八丁目 7番地の 8	平成23年 6月14日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成23年 7月19日

名古屋市上下水道局長 長谷川 和司

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名称	代表者	所在地	指定年月日
第1205号	東福瓦斯 興業(株)	末永 博明	愛知県東海市加木屋 町大清水 558番地	平成23年 6月14日
第1206号	(株)知多土 木	坂田 篤	愛知県半田市瑞穂町 八丁目 7番地の 8	平成23年 6月14日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年 7月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R セントラルタワーズ

名古屋市中村区名駅一丁目1105番地 1 外20筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	株不二ビュ ーティ	代表取締役 高野 友梨	東京都港区 南青山五丁 目 1番 2号	—	—	—	平成23 年 7月 6日
2	株ジェイア ール東海ホ テルズ	代表取締役 印南 隆夫	名古屋市中 村区名駅一 丁目 1番 4 号	—	—	—	平成23 年 7月 6日
3	株ノムラデ ベロップメ ント	代表取締役 増田 武	東京都港区 芝浦四丁目 6番 4号	—	—	—	平成20 年 8月 31日
4	株三交クリ エイティブ ・ライフ	代表取締役 岩崎 誠二	名古屋市中 村区名駅四 丁目 8番14 号	変更なし	代表取締役 山ノ内 泰	名古屋市中 山ノ内 泰 村区名駅三 央	平成22 年 5月 1日

5	㈱トレセンテ	代表取締役 森本 大	東京都中央 区銀座五丁 目11番 1号	変更なし	代表取締役 佃 昌隆	東京都中央 区銀座五丁 目11番14号	平成20 年10月 10日
6	㈱新星堂	代表取締役 宮崎 正紀	東京都杉並 区上萩 1丁 目23番17号	変更なし	代表取締役 砂田 浩孝	東京都杉並 区上萩一丁 目23番17号	平成20 年 5月 29日
7	㈱ジェイア ール東海高 島屋	代表取締役 鐘 政良	名古屋市中 村区名駅一 丁目 1番 4 号	変更なし	代表取締役 久末 裕史	変更なし	平成23 年 5月 26日
8	ジェイアー ル東海商事 (株)	代表取締役 江藤 文人	名古屋市中 村区名駅一 丁目 1番 4 号	変更なし	代表取締役 所澤 熙夫	変更なし	平成20 年 6月 26日
9	東海キヨス ク(株)	代表取締役 斎藤 菲	名古屋市中 村区名駅三 丁目13番12 号	変更なし	代表取締役 建守 猛	変更なし	平成20 年 6月 25日
10	名古屋ステ ーション開 発(株)	代表取締役 渡部 一俊	名古屋市中 村区竹橋町 15番12号	変更なし	代表取締役 阿曾 克彦	変更なし	平成19 年 6月 25日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1及びNo. 2の小売業者については、大規模小売店舗立地法上の小売店舗ではなくなったため
- (2) No. 3の小売業者については、退店のため
- (3) No. 4からNo. 6の小売業者については、代表者及び住所の変更のため
- (4) No. 7からNo.10の小売業者については、代表者の変更のため

5 届出の日

平成23年 7月 6日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成23年 7月20日から平成23年11月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成23年11月21日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課